

文化審議会著作権分科会法制度小委員会
図書館関係の権利制限規定の在り方
に関するワーキングチーム
令和2年8月27日（文化庁）

図書館関係の権利制限 規定の見直し（デジタル・ ネットワーク対応）について

国公立大学図書館協力委員会
森 一郎（東京大学附属図書館）

国公立大学図書館の協力委員会の概要

国立大学
図書館協会
(92)

公立大学協会
図書館協議会
(92)

私立大学
図書館協会
(524)

国公立大学図書館協力委員会

- ・大学図書館研究編集委員会
- ・大学図書館著作権検討委員会
- ・シンポジウム企画・運営委員会

(※ 括弧内の数字は各団体の加盟館数(国立には大学共同利用機関を含む))

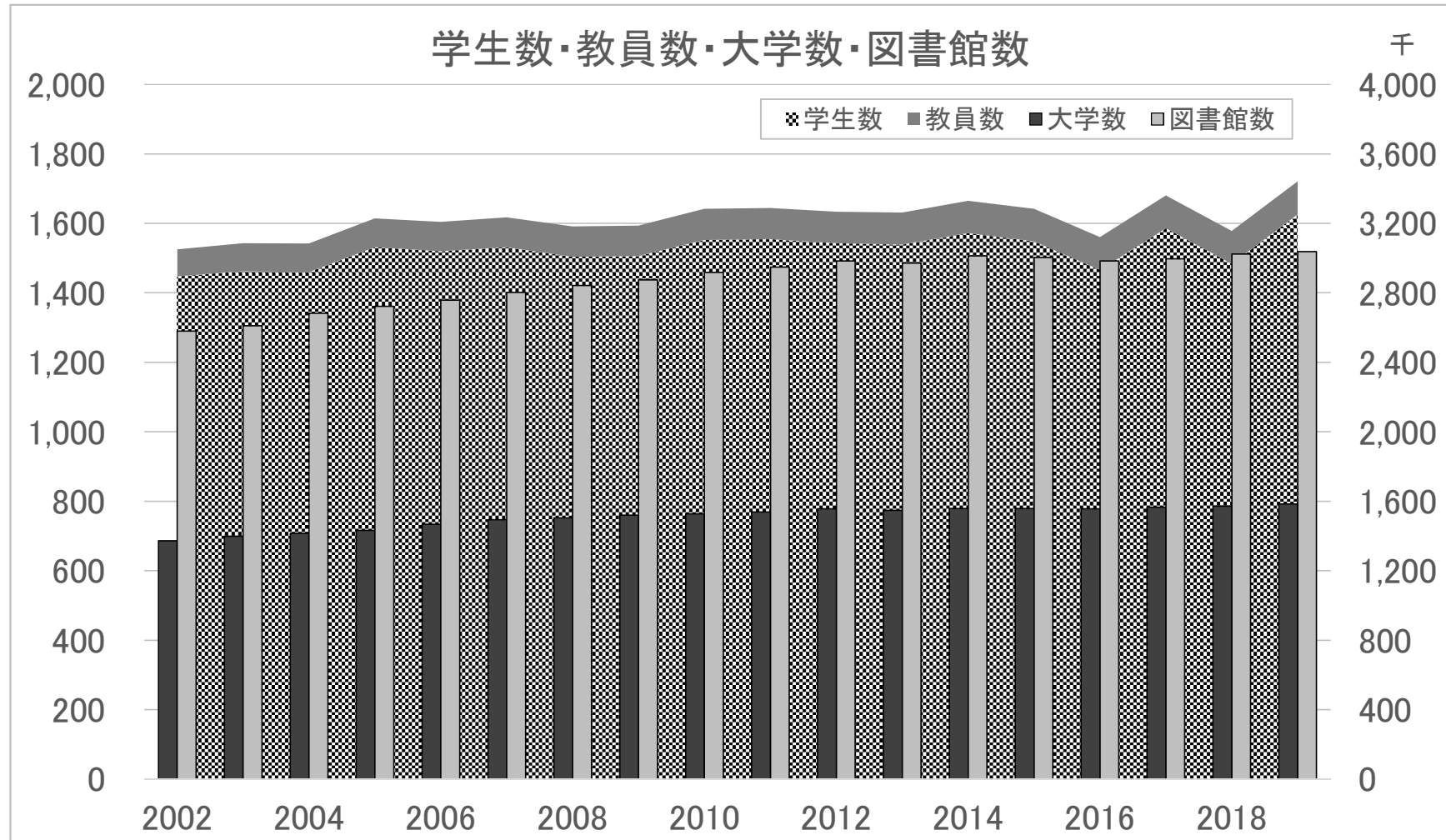
国公立大学図書館協力委員会の概要

国公立大学図書館協力委員会が関係するソフトロー等	
目的	名称
啓発(利用者)	[ポスター]
啓発(館員等)	大学図書館における著作権問題Q&A
ソフトロー (複写)	大学図書館における文献複写に関する実務要項
	大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン
	複製物の写り込みに関するガイドライン
	図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン
	大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第31条第1項第1号の「発行後相当期間」の扱いについて
ソフトロー (バリアフリー)	図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

※ それぞれ末尾の参考資料で概説

現行制度下での運用実態

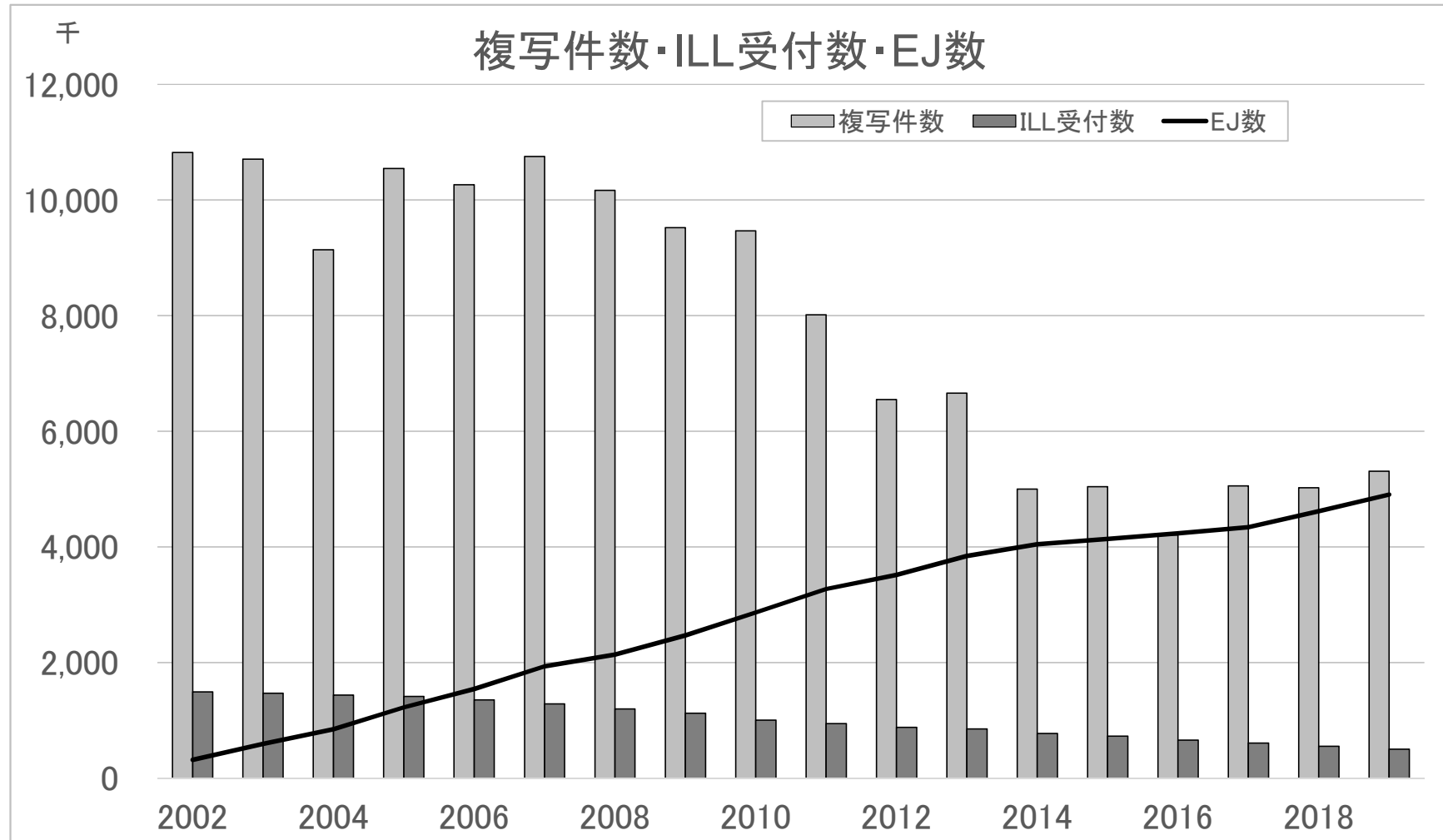
大学図書館におけるコピーサービスの運用実態



「学術情報基盤実態調査」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhoukiban/1266792.htm)

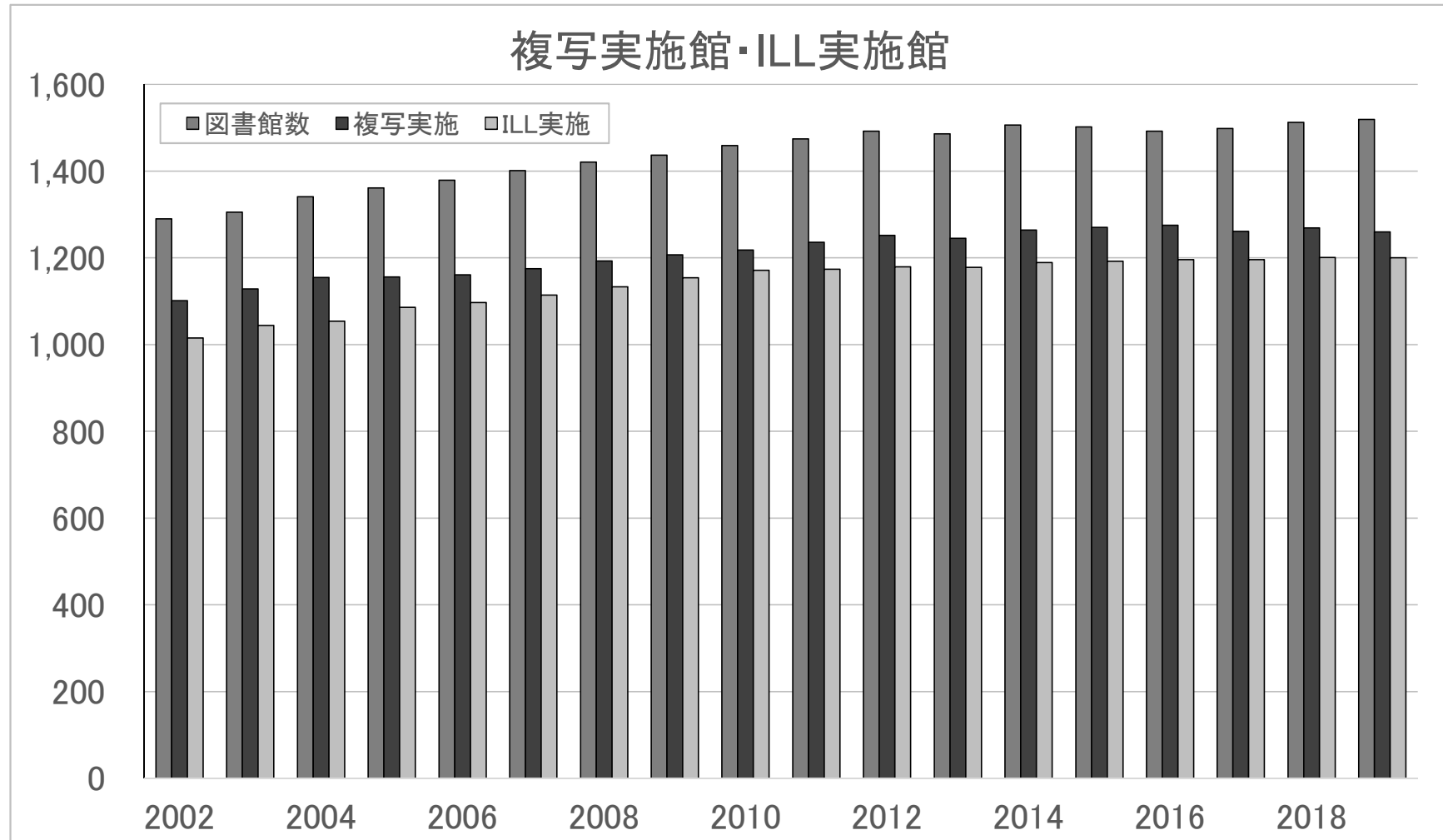
大学図書館におけるコピーサービスの運用実態



「学術情報基盤実態調査」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhoukiban/1266792.htm)

大学図書館におけるコピーサービスの運用実態



「学術情報基盤実態調査」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhoukiban/1266792.htm)

大学図書館におけるコピーサービスの運用実態

文献複写料金の例

大学	区分	金額(モノクロ)	金額(カラー)
東京大学 (総合図書館)	学内者	20円	60円
	学外者	50円	90円
	セルフ	10円	50円
早稲田大学 (中央図書館)	学内者	20円	60円
	学外者	60円	200円
	セルフ	10円	50円
慶應義塾大学 (三田メディアセンター)	学内者	30円	100円
	学外者	55円	200円
	セルフ	10円	50円

※ 各館のwebページから

大学図書館におけるコピーサービスの運用実態

著作権法の規定を遵守するための対応

- 国公立大学図書館協力委員会として、コピー機の近くに法第31条1項1号を概説するポスター (slide 20) の掲示を奨励
- 国公立大学図書館協力委員会として、著作権を尊重した図書館活動の在り方、著作権等管理事業者等との協議を踏まえて策定したソフトウェアの趣旨を「大学図書館における著作権問題Q&A」 (slide 21) を通じて周知
- 国公立大学図書館協力委員会として、セルフコピーは「大学図書館における文献複写に関する実務要項」 (slide 22) に基づいての実施を案内
 - ※ 利用者によるコピーが法第31条第1項第1号の条件に合致しているかの図書館による確認が要件の1つ
- 各館が図書館の利用やレポートの作成などに関するガイダンスを行っており、それぞれ利用者に著作権の尊重について案内

絶版等資料の送信サービスの運用実態

図書館向けデジタル化資料送信サービス（国立国会図書館）

- 大学図書館の参加館は465館
(※ 令和30年度末「国立国会図書館年報(平成30年度)」p.42)
- 参加館は来館者にのみコピーを提供でき、郵送を含めて送信は不可
※ 現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時的措置として、参加館からデジタル化資料のコピーを利用者に郵送が可能
- 利用者は「遠隔複製サービス」により国立国会図書館へ直接依頼することでデジタル化資料のコピーを郵送で入手可能

利用者からの制度・運用に関するニーズ

コロナ禍による休館等期間中の郵送サービスの例

大学	期間	郵送貸出(冊)	複写郵送(件)
東京大学 (総合図書館)	5/18(月)–5/29(金)	834	26
	6/ 1(月)–7/ 3(金)	1,717	50
	7/ 6(月)–7/31(金)	252	7
早稲田大学 (中央図書館)	5/11(月)–5/29(金)	387	204
	6/ 1(月)–7/ 3(金)	739	345
	7/ 6(月)–7/31(金)	761	266
慶應義塾大学 (三田メディアセンター)	5/ 4(月)–5/29(金)	268	112
	6/ 1(月)–7/ 3(金)	212	100
	7/ 6(月)–7/31(金)	265	97

※ 国公立大学図書館協力委員会調べ

利用者からの制度・運用に関するニーズ

図書館休館対策プロジェクト

(<https://closedlibrarycovid.wixsite.com/website>)

1. 「国立国会図書館デジタルコレクション」の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」参加館の休館が続いている現状に鑑み、緊急的措置として、当該サービスを参加館外部からも利用可能とすること [略]
2. 大学図書館等の休館が続いている現状に鑑み、緊急的措置として、既存の館内限定のデータベース・電子ジャーナル等を、館外からも利用可能にすること [略]
3. いくつかの大学図書館がすでに実施している、来館を伴わない貸出サービス・複写サービス等のノウハウを共有して頂き、各館の状況に応じた安全なサービス再開に向けた段階的措置 [略]
4. [略]

「大学図書館等の閉館を維持したままで可能な緊急支援
施策に関する要望書(第1次)」(2020年5月7日)

(https://7a64ccfc-4343-4e56-831b-78b6fa3c99c3.filesusr.com/ugd/f24217_210271888941407ca5276122e932f238.pdf)

制度の見直しについて

絶版等資料へのアクセスの容易化について

- 法第31条第3項の改正により、利用者が場所や時間を問わず直接アクセスでき、プリントアウトやダウンロードを可能とすることを支持する。
- 「絶版等資料」の内容の明確化等を法令で規定することについては、安易に除外手続が行われうることがない制度である必要がある一方、運用の柔軟性を損なわないことに留意される必要がある。
- ※ 多くの大学図書館が休館となり、国立国会図書館の「遠隔複写サービス」も休止（4月15日～5月19日）されたことで、ほぼ完全にデジタル化資料が利用できない期間が生じたが、場所や時間を問わず利用できるデジタル化資料が持つ本来の利点が活かせる制度とするべきである。

図書館資料(絶版等資料以外を含む) の送信サービスについて(1/2)

- 法第31条第1項第1号の改正により、図書館が図書館資料のコピーを利用者に電送可能とすることを支持する。なお、図書館間の電送ではなく、直接、利用者へ電送できる制度であることが重要である。
 - ※ 大学図書館の複写件数は減少傾向にあるものの、先般(4月28日)の平成30年改正著作権法第35条の施行に伴い、大学図書館は遠隔授業のほか、在宅での授業準備や在宅学習への支援への対応が重要となることから、直接、図書館資料のコピーを利用者に電送できる制度が必要である。
 - ※ 国公立大学図書館協力委員会は「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」(slide 23)により、図書館間の電送は一部実現しているが、契約に基づく運用は安定性に欠ける点があり、また、著作権等管理事業者への委託率が高くないため限界がある。

図書館資料(絶版等資料以外を含む) の送信サービスについて(2/2)

- 法第31条第1項第1号の改正に関して、送信の形態やデータの流出防止措置を法令で規定することは、ICT分野の発展が非常に速いこともあり、硬直化を危惧する。
 - ※ 細かな条件については何らかの形で検討の場を設けて適宜修正することが現実的である。
- 適正な著作物使用料が著作権者に届くことは重要であるが、館内での手渡し、郵送、電送、いずれも1部のコピーが利用者の手に渡ることに違いはなく、電送可能とすること自体が、著作権者の権利を大きく害することにはなる可能性は低い。
- 電子であるか冊子であるかに関わらず、出版市場を阻害することは図書館にとっても望ましいことではないが、仮に、コピーの電送が可能となることに伴い、電子での刊行がある場合には図書館で所蔵する冊子に掲載された同内容の著作物が権利制限から外れるということであれば、運用上の支障が極めて大きい。

その他関連する課題について

- ◎ 「一部分」要件の検討にあたっては、法第35条第1項との関係を併せて検討願いたい。
 - ※ 在宅学習等では「授業の過程」としての著作物の利用が想定され、大学図書館に対して「一部分」を超えるコピーの送付の申込みも予想されるが、包括許諾による解決は著作権等管理事業者への委託率が高くないため困難である。また、館内のセルフコピーで法第35条第1項の複製を許容する場合、過去（平成11年）に某自治体の図書館で生じた問題との整理が必要である。
- ◎ 電子書籍等に関する法整備について検討願いたい。
 - ※ 本来、当事者同士の契約の問題ではあるが、購入後に利用条件が図書館側からみて縮小される事例がみられる。また、提供者が提供不能となった場合の備えがない。
- ◎ 令第2条の3の施設へ大学図書館の追加を検討願いたい。
 - ※ 図書館向けに著作権処理された製品は大学図書館も貸出可能であるが、在宅研究や在宅学習へ対応するため、著作権処理がされていない資料の貸出できる環境が必要である。なお、貸出には補償金支払義務があり、著作権者の権利が大きく害されることにはなる可能性は低い。

まとめ

- 大学図書館としては、コロナウィルス感染症の流行に伴う図書館の休館という視点だけではなく、先般（4月28日）の平成30年改正著作権法第35条の施行で生じる、遠隔授業のほか、在宅研究や在宅学習への支援への対応という視点が重要である。
- 新規に購入する図書館資料が電子資料中心になること、既存の図書館資料の電子化への要求が更に高まることが想定される。それを踏まえた今後の制度設計が必要である。
- 大学図書館としては、下記の早期の実現が重要である。
 - ◎ 法第31条第1項第1号の複製物の提供で電子メール等の利用が可能となること
 - ◎ 大学図書館が法第35条第1項の「授業の過程」で利用する複製物の提供に支障がなくなること
 - ◎ 電子書籍等が安定的に利用できるように環境が整備されること
 - ◎ 令第2条の3に大学図書館が追加されること

※ 参考資料

[ポスター]

URL	https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/07/poster_080327.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会(平成20年3月)
趣旨	図書館の利用者に対して、図書館における複製について著作権法が定める要件を周知するもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●当初(平成13年9月)、日本図書館協会と共同で作成したが、その後、デザインを一新(右図)し、独自で作成した。●「大学図書館における文献複写に関する実務要項」(slide 21)の「利用者に対して著作権法尊重態度を周知する」方法に位置づけている。●現在は印刷版の配布は終了し、国公立大学図書館協力委員会の上記URLでPDF版を配布している。



大学図書館における著作権問題Q&A

URL	https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/07/copyrightQA.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会 (平成14年2月, 平成29年10月最新)
趣旨	大学図書館での図書館資料の利用を中心とした諸活動に関する多くの事例を集め, 著作権法や著作権等管理事業者等との協議を踏まえて策定したソフトロー(ガイドライン)に照らし, それらの活動で著作権者の権利を害さないようにするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●活動を系列別にし, 同じ系列の事例が近くなるように編集。●同じ活動であっても複数の視点がある場合には, 妥当と思われる順で複数の回答を記載。●巻末にソフトロー(ガイドライン)を掲載。●前付に改訂履歴を記載。

大学図書館における文献複写に関する実務要項

URL	https://julib.jp/documents/coop/yoko.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会 (平成15年1月)
趣旨	“図書館”が主体でなければならないと解釈されている法第31条第1項第1号に基づく複製に関して、この要項の条件を満たすことにより利用者による複製を同号の範囲内として運用するもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">● 日本複写権センター(現・日本複製権センター)との合意を経て作成。● 図書館は利用者に対して著作権法尊重態度を周知する。● 図書館は利用者に複写内容を記載した申込書および著作権法の諸条件を守る誓約書(両者を兼ねた様式で可)の提出を求める。● 図書館は利用者による複製が法第31条第1項第1号の諸条件に合致しているかを確認する。
解説	「大学図書館における文献複写に関する実務要項」解説 https://julib.jp/documents/coop/kaisetsu.pdf

大学図書館間協力における 資料複製に関するガイドライン

URL	https://julib.jp/documents/coop/ill_fax_guideline_supplement.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会 (平成16年3月, 平成28年6月最終修正)
趣旨	著作権法上は図書館が複製物をFAX等により送信することはできないと解釈されているが, 契約(合意)をベースに, 一定の範囲でFAX等による送信を可能にするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●ベースに国公立大学図書館協力委員会と学術著作権協会との合意がある。●対象となるのは学術著作権協会の管理著作物(除外あり)。●双方が国立大学図書館協会, 公立大学協会図書館協議会, 私立大学図書館協会のいずれかの加盟館である送信(海外の大学図書館への送信は可)に限られる。●「中間複製物」の破棄義務がある。●購入努力義務がある。

複製物の写り込みに関するガイドライン

URL	https://julib.jp/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf
作成	日本図書館協会, 国公立大学図書館協力委員会, 全国公共図書館協議会 (平成18年1月)
趣旨	1ページに納まっているような著作物を法第31条第1項第1号に基づき複製する場合, 厳密には「一部分」を超える部分は遮蔽するなどして複製されないようにするべきであるが, このガイドラインの条件を満たす場合, 遮蔽などを要しないとするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での合意を経て作成。●あくまで1ページという単位が原則。●楽譜, 地図, 写真集・画集, 雑誌の最新号は対象外。
解説	「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ&A https://julib.jp/documents/coop/utsurikomi_guidelineQA.pdf

図書館間協力における現物貸借で借り受けた 図書の複製に関するガイドライン

URL	https://julib.jp/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf
作成	日本図書館協会，国公立大学図書館協力委員会，全国公共図書館協議会（平成18年1月）
趣旨	図書館間協力で借り受けた資料は，借りた側の図書館で法第31条第1項第1号に基づく複製ができないと解釈されているが，このガイドラインの条件を満たす場合，それらの資料を借りた側の図書館で複製することを可能とするもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での合意を経て作成。●雑誌や視聴覚資料は対象外。●入手困難な“図書”に限られる。●双方が，いわゆる「31条図書館」であることが必要。●通常の複写サービスとは別手続の設置が必要。●購入努力義務がある。
解説	「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関するQ&A https://julib.jp/documents/coop/ill_copy_guidelineQA.pdf

大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第31条 第1項第1号の「発行後相当期間」の扱いについて

URL	https://julib.jp/documents/coop/bulletin_20140701.pdf
作成	国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会 (平成26年7月)
趣旨	「発行後相当期間」については「次号が刊行されるまで」か「3か月を経過」するまでの短い方という運用してきているが、多くの大学で機関リポジトリが設置され、紀要等が刊行直後から電子的に公開されるようになったことなどを受け、大学が刊行する定期刊行物の「発行後相当期間」に係る運用の短縮を図るもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●国公立大学図書館協力委員会を通じて関係の大学に対する意見募集を経て作成。●大学が刊行する定期刊行物については、各大学図書館が受入した時点で「発行後相当期間」が経過したものとみなす。●販売されているもの、著作権等管理事業者に権利委託されているもの、著作権等を学会等の大学以外が有しているものを除く。

図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

URL	http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20130902.doc
作成	国公立大学図書館協力委員会, 全国学校図書館協議会, 全国公共図書館協議会, 専門図書館協議会, 日本図書館協会 (平成22年2月, 令和元年11月改正)
趣旨	法第37条第3項の「視覚による表現の認識に障害のある者」や「視覚障害者等が利用するために必要な方式」などに関する指針で, 円滑な運用を図るもの。
注記	<ul style="list-style-type: none">●「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での合意を経て作成。●「視覚による表現の認識に障害のある者」は, 広めに捉えられている。●「視覚による表現の認識に障害のある者」については, 添付の確認項目リストで確認の上, 一般利用者とは別の登録が必要。●「視覚障害者等が利用するために必要な方式」についても広めに捉えられている。●録音図書等の市販状況の確認方法について定められている。